

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十号

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部
を改正する条例

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例（昭和四十九年佐
賀県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「農業協同組合、住宅金融公庫その他」を削る。

第三条第四号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 略 2・3 略 4 この条例において「住宅移転資金」とは、危険住宅の移転を行うために必要な資金（当該住宅の敷地を購入するために必要な資金を含む。）であることについて、撤去前の住宅の所在地の市町長の認定を受けて、規則で定める金融機関（以下「融資機関」という。）から借り入れる資金であつて、借入金額、償還期限、利率等が規則で定める基準に該当するものをいう。 5・6 略</p> <p>(助成) 第三条 略 一～三 略</p>	<p>(定義) 第二条 略 2・3 略 4 この条例において「住宅移転資金」とは、危険住宅の移転を行うために必要な資金（当該住宅の敷地を購入するために必要な資金を含む。）であることについて、撤去前の住宅の所在地の市町長の認定を受けて、農業協同組合、住宅金融公庫その他規則で定める金融機関（以下「融資機関」という。）から借り入れる資金であつて、借入金額、償還期限、利率等が規則で定める基準に該当するものをいう。 5・6 略</p> <p>(助成) 第三条 略 一～三 略 四 市町が住宅移転補助事業を行うに必要な事務に要する経費</p>